

「西のゴールデンルート」ブランディング戦略構築等支援業務委託
提案競技募集要項

令和 8 年 1 月

西のゴールデンルート実行委員会
(事務局：福岡市)

目次

1 業務委託契約の概要	- 2 -
2 参加資格	- 2 -
3 スケジュール	- 3 -
4 質問書の提出	- 3 -
5 参考資料の閲覧について	- 4 -
6 参加申請書・企画提案書の提出	- 4 -
7 提案審査	- 6 -
8 評価方法および契約予定者の決定方法	- 6 -
9 その他の留意事項	- 7 -
10 添付資料	- 7 -

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

「西のゴールデンルート」ブランディング戦略構築等支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 趣旨

「西のゴールデンルート実行委員会」では、欧米豪旅行者の多くが東京や大阪・京都といったゴールデンルートを訪問しているという状況を踏まえ、欧米豪旅行者や高付加価値旅行者をメインターゲットに、西日本・九州の自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、大阪以西への誘客促進につなげることを目的として、19自治体が共同で各種プロモーションを実施している。

本業務は、「アフター万博」における「西のゴールデンルート」の戦略的なプロモーションの展開に向けて、市場調査・現状分析を踏まえた「西のゴールデンルート」のブランディング戦略の基本的な方向性と今後の施策の概略（事業内容、ターゲット等）を検討し、事業推進を支援するものである。

この提案競技募集要項は、本業務の契約予定者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

(4) 募集内容、仕様、その他の詳細

資料1「「西のゴールデンルート」ブランディング戦略構築等支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 提出先及び連絡先

西のゴールデンルート実行委員会事務局

（福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課内）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

電話番号：092-711-4355（直通） FAX:092-733-5901

電子メールアドレス：goldenroute-to-westjapan@city.fukuoka.lg.jp

2 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間

がある者でないこと。同様に各自治体においても同様の措置を受けている期間があるものでないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 法人税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号T）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合は提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年 1月 5日（月） |
| (2) 質問書締切 | 令和8年 1月 8日（木）15時 |
| (3) 質問の回答 | 令和8年 1月 13日（火） |
| (4) 参加申請書・企画提案書締切 | 令和8年 1月 19日（月）17時 |
| (5) 一次審査（書面審査）結果通知 | 令和8年 1月 21日（水）（予定） |
| (6) 提案競技（プレゼンテーション） | 令和8年 1月 23日（金）（予定） |
| (7) 事業者決定および通知 | 令和8年 1月 27日（火）（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和8年 1月 28日（水）以降 |

※提案競技（プレゼンテーション）はオンライン開催とする。

4 質問書の提出

- (1) 提出期限
令和8年1月8日（木）15時まで
- (2) 提出先
本要項P.2「1(5) 提出先及び連絡先」に示すメールアドレス

(3) 提出方法

「質問書」(様式3)により電子メールにより提出することとし、送付後に必ず事務局へ電話連絡すること。

(4) 質問についての回答

回答は、令和8年1月13日(火)に福岡市のホームページ上に掲載予定。

5 参考資料の閲覧について

本提案競技に関する参考資料は、事務局にて閲覧することができる。なお、遠方等の事情により閲覧が困難な場合は、事務局と協議すること。

(1) 配布資料

- ① 令和6年度西のゴールデンルートに関するプロモーションに係る業務委託 報告書一式
- ② 令和7年度西のゴールデンルートに関するプロモーションに係る業務委託 報告書一式
- ③ 大阪・関西万博 EXPO メッセ会場出展等業務委託 報告書一式
- ④ 西のゴールデンルート Web サイトに関するプランディング及び運用・維持管理に係る業務委託 仕様書
- ⑤ 西のゴールデンルートアライアンス関係書類(組織体制等)

(2) 資料閲覧の方法

閲覧申請を行う者は、「資料閲覧申請書」(様式6)に必要事項を記載し、本要項P.2「I(5)提出先及び連絡先」に示すメールアドレス宛に、閲覧希望日の前日までに送付すること。

閲覧日時の決定については、事務局より担当者に電子メールにて連絡する。

(3) 資料閲覧の期間

令和8年1月6日(火)から 令和8年1月15日(木)までの開庁日
午前10時から午後5時まで

6 参加申請書・企画提案書の提出

(1) 提出締め切り

令和8年1月19日(月)17時まで

(2) 提出方法

提出書類は、原則として電子メールにより提出することとし、送付後に必ず事務局へ電話連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(3) 提出先

本要項P.2「I(5)提出先及び連絡先」に示すメールアドレス

(4) 提出書類

ア 参加申請書関係

① 提案競技参加申請書(様式2)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

- 注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。
- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)
- 注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
- 注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
- 注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
- 注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- 注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
- 注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- 注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)
- ⑥ 委任状(様式第1-2号)
- 注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書(様式第1-3号)
- 注) 様式第1-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿(様式第1-4号)
- 注) 様式第1-4号に、代表者および役員(力の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
- 注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
- 注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
- 注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- 注) 個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。
- ※なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登

載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑦の提出を免除する。

※②～⑤を提出の場合、提出日前3か月以内に発行された原本の写しを提出すること。

イ 提案書関係

① 企画提案書（様式自由）

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 配置計画（様式4）

③ 見積書（様式5）

7 提案審査

(1) 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）参加対象者を5社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。

結果通知：令和8年1月21日（水）（予定）

(2) プrezentation

事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが実施すること。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者にEメールにて通知する。

① 日時

令和8年1月23日（金）午後（予定）

② 時間

25分（説明15分・質疑応答10分程度を予定）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

③ 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という）にて、事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーションを基に、資料3「提案項目配点表」に基づき評価を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和8年1月27日（火）（予定）に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

8 評価方法および契約予定者の決定方法

(1) 評価方法

資料3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているか（内容点）によ

って委員が採点を行い、点数が最も高いものを最優秀提案者とする。

(2) 配点

合計点は100点満点とし、すべて内容点によるものとする。

各項目の配点および算出方法は、資料3「提案項目配点表」のとおり

(3) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

各評価委員による採点の平均が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としない。

(4) 最優秀提案者の決定方法

最高得点者が複数のときは、資料3「提案項目配点表」に示す「実施方針」の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(5) 最優秀提案者決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。

ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

9 その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

10 添付資料

【資料】

資料1 仕様書

資料2 提案書作成要領

資料3 提案項目配点表

【様式】

様式1 提案競技参加申請書

様式 2 提案競技参加辞退届

様式 3 質問書

様式 4 配置計画

様式 5 見積書

様式 6 資料閲覧申請書

様式第 I-2 委任状

様式第 I-3 誓約書

様式第 I-4 役員名簿

様式第 I-5 個人用財務諸表

参考 共同事業体協定書ひな形

参考 共同事業体構成団体一覧ひな形

以上